

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3242号)

令和7年7月23日

横 情 審 答 申 第 3242 号
令 和 7 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する
同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月16日泉総第1105号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（請求内容抜粋）市庁舎及び環境創造局コンプライアンス担当部署に相談している事案に関するものです。5月22日に相談したさい、泉土木事務所については泉区役所総務の担当になるので、きょうのことは泉区役所に伝えておくと言われています。②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。なお審査請求人が提供している関連文書等は不要」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「（請求内容抜粋）市庁舎及び環境創造局コンプライアンス担当部署に相談している事案に関するものです。5月22日に相談したさい、泉土木事務所については泉区役所総務の担当になるので、きょうのことは泉区役所に伝えておくと言わわれています。②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。なお審査請求人が提供している関連文書等は不要」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年7月20日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第2項に該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件保有個人情報開示請求のうち、「②本件について泉区役所総務課が調査した内容すべて。議事録、メモ等一切合財。」（以下「個人情報1」という。）について、本件保有個人情報開示請求の前に泉土木事務所から泉区総務課が説明を受けた際には、「特定公園内水路緑地管理委託」に関する発注・契約等の資料（以下「委託関係資料」という。）を提示されつつ、口頭で説明を受けたにとどまる。そのため、本件保有個人情報は取得も作成もしていない。

本件保有個人情報開示請求の後、審査請求人から泉土木事務所に対しても保有個人情報開示請求が行われていたことを把握したため、泉土木事務所から改めて説明を受けるとともに、泉区総務課にて委託関係資料の一式を取得したが、それは本件保有個人情報開示請求の対象外である。

なお、委託関係資料については、特定年月日特定文書番号1から4までにより開

示等の決定をした。

- (2) 本件保有個人情報開示請求のうち、「③本件について②項以外で泉区役所が作成している文書すべて。」（以下「個人情報2」という。）については、泉区総務課では、上記(1)記載の説明の後、特段本件に関する文書は取得及び作成をしていない。また、泉区役所内の他の部署も同様である。そのため、審査請求人の主張に該当する文書は作成も取得もしておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の特定を求める。
- (2) 横浜市という組織のなかでは、たとえ機密の特命を帯びた業務であってもなんらかの記録が確実に残るため、関係する文書はあるはずである。
- (3) 弁明書によれば、「泉土木事務所から改めて説明を受けるとともに、委託関係資料の一式を取得しています」とあるのだから、その台帳があるはずである。

5 審査会の判断

(1) 総務課の関わりについて

各区役所の総務課は、区役所における人事、予算や職員の労務等、区役所における総括的な役割を果たしている。局との窓口的な機能を担うこともあり、総務局コンプライアンス推進課からの連絡も、総務課において受けている。

審査請求人は、環境創造局（現在のみどり環境局）南部公園緑地事務所所管の特定公園の指定管理者による指定管理業務と泉土木事務所による水路管理に関する委託業務において水路等の管理が二重に行われていること、泉土木事務所の受託者は指定管理者の構成企業であることから、当該受託者が報酬を二重に請求している、との主張（以下「審査請求人の主張」という。）をしており、泉区総務課も同様に総務局コンプライアンス推進課から本件相談に係る連絡を受けた。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、保有個人情報開示請求書や審査請求書等の記載内容から、特定公園の水路敷の管理に関する次のものと解される。

ア 個人情報1は、審査請求人の主張に関して相談した件について、泉区総務課が調査した内容や結果に係る情報である。

イ 個人情報2は、審査請求人の主張に関して、上記ア以外で泉区役所が作成、保有している情報である。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報について作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個人情報1について

本件について泉土木事務所は、区長への説明を行った。当該説明の場では、泉土木事務所職員による口頭での経緯報告であったこと、報告すべき上司等もその場に同席していたことから、泉区総務課では特段の記録は残さなかった。また、当該説明により審査請求人の主張に係る事実確認ができたと判断したため、その後、調査や事実確認は行わなかった。

(イ) 個人情報2について

泉土木事務所が区長説明で使用した文書は発注・契約等の資料であり、対象保有個人情報には当たらないと判断した。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ また、本件保有個人情報開示請求後に泉区総務課が取得した委託関係資料についても、本件保有個人情報開示請求の対象ではなく、また、他に本件保有個人情報開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 11 月 16 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 1 月 4 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 6 年 1 月 30 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 5 月 28 日 (第397回第一部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 25 日 (第398回第一部会)	・審議